

平成21年5月27日

特定商取引法違反の通信販売業者に対する指示について

経済産業省は、いわゆる出会い系サイト等役務提供の通信販売業者である有限会社リーテックシステムズ（東京都千代田区）に対し、特定商取引法の違反行為であるオプトイン規制違反（承諾をしていない者に対する電子メール広告の提供の禁止）等を認定し、本日付で、同法第14条第1項に基づき、同社のサイト上に同社の代表者を正確に表示するとともに、同社の通信販売に係る電子メール広告をする場合は、事前にその相手方となる者から請求又は承諾を得るよう業務の改善を指示しました。

1. 有限会社リーテックシステムズ（以下「同社」という）は、いわゆる出会い系サイトを運営しており、そのサイトについての電子メール広告をするにあたり、そのサイト上に同社の代表者を正確に表示せず、また、事前にその相手方となる者から請求又は承諾を得ずに、その相手方となる者に対し電子メール広告を送信していました。
2. 同社の運営する出会い系サイト「愛の力」のURLが記載された電子メール広告は、平成21年1月10日から同年4月24日までの間に100件以上確認されています。
3. このため、同社の行うこれら電子メール広告は、特定商取引法第11条及び第12条の3第1項の規定に違反し、さらに同違反行為が一方的かつ継続的に行われているものと認められ、通信販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認められることから、経済産業省は同社に対し、同社のサイト上に同社の代表者を正確に表示するとともに、同社の行う通信販売に係る電子メール広告をする場合は、事前にその相手方となる者から請求又は承諾を得るよう、本日付で業務の改善の指示を行いました。

【本件に関する問い合わせ先】

経済産業省消費者相談室	電話03-3501-4657
北海道経済産業局消費者相談室	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室	022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室	048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室	052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室	06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室	082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室	087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室	092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	098-862-4373

有限会社リーテックシステムズに対する指示の概要

1. 事業者の概要

- (1) 事業者名 有限会社リーテックシステムズ
- (2) 代表者名 取締役 清水 敏光 (しみず としみつ)
- (3) 所在地 東京都千代田区岩本町一丁目3番1号
- (4) 資本金 金300万円
- (5) 設立年月日 平成15年11月6日
- (6) 取引形態 通信販売
- (7) 主な事業内容 インターネットを利用した各種の情報処理サービス業、情報提供サービス業、ほか(同社サイト及び同社登記より抜粋)
- (8) 取扱商品・役務 出会い系サイト「愛の力」等
(特定商取引法施行令別表第3第11号「結婚又は交際を希望する者への異性の紹介」に該当。以下「本件役務」という。)

2. 取引の概要

有限会社リーテックシステムズ(以下「同社」という。)は、千代田区岩本町に本店を置き、いわゆる出会い系サイト、すなわち、「結婚又は交際を希望する者への異性の紹介」の役務を提供するサイトである「愛の力」のサイトの運営を行っている。同社は本件役務の提供の勧誘に当たり、当該サイトのURLを記載した電子メール広告の送信を行っており、電子メール広告の送信を受けた相手方は、当該URLをクリックすることで、同社の運営する「愛の力」にリンクされる。同社は、当該サイトでのサービスの提供を行うことにより、会員等から対価を得る取引を行っている。

3. 指示の内容

同社の行う通信販売に係る役務提供の広告を行うに当たり、特定商取引法第11条第5号に基づく特定商取引に関する法律施行規則第8条第2号に規定する事項を、インターネット上のホームページにおいて正確に記載するよう徹底すること。

同社の行う通信販売に係る役務の電子メール広告について、特定商取引法第12条の3第1項各号に掲げる場合を除き、その相手方となる者の承諾を得ないで、電子メール広告が行われることがないよう徹底すること。

4. 指示の原因となる事実

- (1) オプトイン規制違反(承諾をしていない者に対する電子メール広告の提供の禁止)

適用法条：特定商取引法第12条の3第1項

経済産業省では携帯電話端末機等を設置し、相手方の請求又は承諾を得ないまま電子メール広告を送信する者からの電子メールを受信することで、特定商取引法上の違反行為の確認を行っているところであるが、同社は、本件役務にかかる電子メール広告を行うに際し、事前にその相手方となる者から請求又は承諾を得ずに、その相手方となる者に対し電子メール広告の送信を行っていた。

また、同法の違反となる送信を行ったのみならず、その送信が確認された以降も、一方的かつ継続的に、同様に同法違反となる送信を行っていることが認められた。

(2) 広告に表示すべき事項に関する表示義務違反

適用法条：特定商取引法第11条第5号

同社は、出会い系サイト「愛の力」上に、同社の登記簿上に記載された代表者である「取締役 清水敏光」を表示せず、その一部において「代表取締役 木村亮」と表示していた。

これらのことから、通信販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあることが認められた。